

プロポーザル回答書に係る説明書

この説明書は、本市が実施する「道の駅なかやま電気自動車充電機器設置事業に係るプロポーザル回答書」について説明するものです。プロポーザル回答書を提出する場合は、あらかじめ、この説明書の内容を読んで、本市の意図を理解してから記載してください。

また、同回答書に記載のない重要事項については、任意の様式で資料を提出していただいで構いません。

なお、この説明書に記載の項目番号は、「道の駅なかやま電気自動車充電機器設置事業に係るプロポーザル回答書」記載の番号と対応しているため、3から開始しています。

3 事業実績について

電気自動車充電器は利用期間が長期にわたるため、今後の事業の安定性を判断する目的で同種の事業の実績をお聴きしています。

(1) 日本全国における電気自動車充電器の設置実績

ア 地方公共団体が保有する土地に設置したもの

都道府県、市町村、特別区等が保有する土地、公共施設等への実績を記載してください。

イ 民間事業者の保有する土地に設置したもの

アに該当しない実績について記載してください。

ウ 表中の記載欄について

(ア) 「契約成立件数」の欄については、充電器の設置について相手方との合意に至った総件数を記載してください。なお、ここでいう「件数」は、設置前のものを含むため、「契約件数」を指しています。

(イ) 「設置基数(口数)」の欄については、既に設置が完了している充電器について、その設置基数及び口数を記載してください。口数が不明の場合は、「(不明)」と記載してください。なお、ここでいう「基数」とは、「設置が完了した充電器の数」を指しています。

(2) 愛媛県における電気自動車充電器の設置実績

(1)の内訳として、愛媛県内の実績について記載してください。

4 事業内容について

事業全体の必要工程、保守内容等の把握を目的にお聴きしています。

(1) 1施設における、最低設置基数があれば記入してください。

(2) 設置箇所の決定から充電機器の設置までについて、おおよその工期・行程を教えてください。

あらかじめ必要工程が確立されており、計画的な事業実施が期待できるかを把握するための設問です。実際の工程は、設置箇所の状況によって変化しますが、これまでの設置実績において最も標準的な工程について記載してください。

(3) 設置工事及び保守について、地元業者に実施させることが可能か教えてください。

本市としては、地元業者支援の観点から、地元業者を活用したいと考えています。一方、事業の適切な実施には、一定の技術力等を有する者の施工が必要不可欠であるため、事業の実施に無理が生じない範囲において、地元業者への実施をご検討ください。

5 本市及び利用者の負担について

(1) 電気料金の還元策について教えてください。

電気料金の還元策は、単に本市の収入確保を目的とするものではなく、公共施設の有効活用や、将来的な設備更新・増設、利用者サービスの向上に資する財源をどのように確保していくか、という観点から重要な要素と考えています。そのため、貴社が想定する還元の仕組み（還元の有無、方法、割合・金額の考え方等）を教えてください。

(2) 利用者の利用料金について教えてください。

本事業は公共施設を活用したEV充電インフラ整備により、地域の脱炭素化とモビリティ向上を図るものです。このため、利用者にとっての料金水準や設定方針が、普及促進と事業の持続可能性に大きく影響すると考えますので、料金の設定について教えてください。

なお、令和6年度の急速充電器利用実績は 392件 2,250kWh です。

急速速電 (50kw)	〇〇〇円 / 分・時
その他 (会費)	〇〇〇円 / 分・時 回 月

6 利用者の利便性について

(1) 充電の性能について教えてください。

ア 5(2)でも一部触れていますが、充電の速度について記載してください。「充電性能」とは、出力電圧、出力電流、出力電力等を指します。

イ 充電性能を欄内に記載することが困難な場合は、別紙で「充電性能表」を添付してください。この場合は、充電性能表に資料番号を付し、解答欄に当該資料番号を記載してください。

(2) 充電に用いるアプリ、カード等の種類と登録者数について教えてください。

本市は、市民が利用しやすい充電器を設置したいと考えております。そのため、充電器の利用に当たっては、次の要素が重要であると考えています。

ア 新規登録が容易であること。

イ 利用可能なカード等の種類が豊富であること。

ウ 既に多数の利用者が存在するカード等で利用できること

エ その他充電器の利用に係る手続が利用者の負担とならないこと。

(3) 利用料金の支払方法について教えてください。

本市は、充電器の利用料金は、現金、電子決済、クレジットカードなど様々な方法で支払えることが望ましいと考えています。そのため、次のように支払方法の分類と具体的なサービス名を記載してください。

①大分類：現金、電子決済、クレジットカード 等
②サービス名：電子決済 (〇〇Pay)
クレジットカード (〇〇カード)

7 保守について

本市としては、充電器設置後の維持管理、保守、問合せ等について、可能な限り本市職員や道の駅施設管理者の手を介さず、かつ、本市の費用負担なしで、実施していただきたいと考えています。

(1) 保守の具体的内容について教えてください。

過去の実績に基づき、本市でも想定される保守行為を無償又は有償に区分して、それぞれ具体的に記載してください。

ア 保守内容が欄内に記載できない場合は、別紙で保守明細表を添付してください。この場合は、保守明細表に資料番号を付し、解答欄に当該資料番号を記載してください。

イ 無償保守以外の保守全てが有償保守、有償保守以外の保守全てが無償保守などといった記載方法でも問題ありません。

(2) 保守の実施体制について教えてください。

維持管理、保守、問合せ等について、本市職員の手を介さず、事業者側で完結させるための実施体制、連絡先、保守拠点の所在地等を記載してください。

ア 保守体制が欄内に記載できない場合は、別紙で保守体制表を添付してください。この場合は、保守体制表に資料番号を付し、解答欄に当該資料番号を記載してください。

イ 本市としては、発生頻度が高い故障に対し、どの程度の期間で現場確認が終了するかなど保守の迅速性、確実性等に関する情報が記載されているとありがたいです。

ウ 充電器に故障が発生した場合、利用者が問合せをしたい場合等の連絡先の表示、案内等についても、具体的な内容が記載されているとありがたいです。

(3) 休日夜間において、本市職員が関与せずに保守及び問合せへの対応が可能ですか。

様々なパターンが想定されるかと思いますが、まず、発生頻度の高い典型例についての一般的な結論を記載してください。次に、例外事例を記載してください。

可能です。ただし、次に該当する場合には、職員への連絡、立会等が必要です。

- ・故障原因が施設内の配電盤であり、修繕が必要な場合
- ・充電器の故障が、施設又は施設の附属設備に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある場合

(4) 契約期間満了時の充電器の取扱い及び本市の費用負担について教えてください。

ア 「①充電器の取扱い」については、契約満了時における充電器撤去の必要性など充電器の取扱いについて記載してください。また、契約の延長又は更新が可能な場合は、当該延長又は更新時における充電器の取扱いについても記載してください。

イ 「②撤去等に係る本市の費用負担及び概算額」については、これまでの実績を基に、事例の多い典型例について記載してください。

(5) 設置済の充電器について、ソフトウェアや機能のバージョンアップが可能ですか。

例えば、認証・決済システムのバージョンアップによる利便性の向上等について記載してください。この場合において、新たな費用負担が必要な場合は、その概算額についても記載してください。

8 その他

- (1) スマホ充電、Free Wifi など充電器に付加機能があれば教えてください。
充電器の設置に付随して、利用者や地域住民に提供可能な付加機能があれば記載してください。
- (2) 本市の公用車が充電した場合は、請求書払が可能ですか。
充電器を本市の公用車が利用した場合において、提案者が本市に対し請求書を発行し、本市が当該請求書に基づき利用料金を支払うことが可能かどうかについて記載してください。
- (3) 本市の充電器設置場所についてのPR、周知宣伝等の方法を教えてください。
本市は、充電器の設置を公共施設のPRに繋げていきたいと考えています。そのため、利用者向けの周知のほか、例えば、提案者が運営しているメールマガジン、ホームページ、発行物等において充電器を新規設置した公共施設の紹介をしている場合は、その旨を記載してください。
- (4) 災害発生時に充電器を無料開放するなどの地域貢献が可能であれば教えてください。
(1)の設問と似ていますが、「地域貢献」に着目して記載してください。ただし、充電器を設置することによる集客効果など具体性を欠く内容は、記載しないでください。
- (5) 契約期間中の途中解約における取り決め（違約金等）について教えてください。
やむを得ない事情により途中解約となってしまった場合について、その内容について記載してください（違約金や撤去費など）。なお、複数個所に充電器を設置し、その一部分を解約することも途中解約としています。
- (6) 御社の事業の強み、本市へのメリット等について自由に提案ください。
これまでは、本市が提案内容を一定の基準で評価するため対象を限定して質問してきましたが、この設問では、自由に提案内容、効果等を記載してください。
ア 既に他地方公共団体で実績のある事例など、具体的かつ実現性の高いものは、高く評価します。
イ 抽象的で具体性を欠き、又は実現性の低いものは、低く評価します。
ウ 欄内に記載しきれない場合は、別紙で自由提案書を添付してください。この場合は、自由提案書に資料番号を付し、解答欄に当該資料番号を記載してください。